特200
414

社會大衆黨出版部發行

0031703000

0031703-000

特２００－４１４

地方財政は破産する？

社会大衆党出版部

昭和１０

AEC

特2
414

414

社會大衆黨出版部發行

特

社會大衆黨パンフレット第二輯

地方財政は破産する？

社會大衆黨出版部發行

まえがき

このパンフレットは、全日本の國民大衆、特に地方財政の全く知識のない地方の人々に、今日の窮迫せる地方財政の實態を理解して貰らひたい。そして、お互の協力によつて勤勞者大衆本位の地方自治體の再建に向つて努力したいとの念願を以て書かれたものである。

したがつて、一地方の大衆負擔の輕減の徹底」と「社會的交付金制の確立」といふ新たな問題が提起されてゐるばかりでなく、窮迫町村に對しては「繰上充用の禁止」を要求してゐる。これ等の問題は實に重大なるに拘らず實踐には殆んど顧られてゐないのである。

いづれにしても、今日、全國民にとつて問題たり得ないものは一つもない。若し、問題がないと云ふならば、それは、問題がないのではなく、吾々が無能だから、それを問題として取り上げ得ないからである。小さな『火花』からこそ鬪爭は燃えあがる。

尙ほ本書は最初、角田藤三郎、渡邊年之助兩君に協同執筆を委囑したのであつたが、黨務の

都合上、角田君が執筆の任に當られた。同君は兵馬倥傯の中に書かれたので、多くの缺陷もあらう。それは他日補正することゝして、ひと先づ諸氏の机上に送る。

一九三五年三月

社會大衆黨農村委員會

地方財政は破産する？

目次

前編・地方財政の窮迫……一
一、窮迫財政の生んだ種々相……一
凶荒飢饉と滯納稅金——俸給未拂と强制滯納取立——滯納稅金が人を殺し馬を生かした話二題
——日本にも無稅の明朗な村はある
二、地方財政問題の本質……五
今日の社會はプロレタリアの費用で生活してゐる——負擔過重の問題は國稅よりも地方稅にある——何が原因で地方財政は膨張したのか
三、地方財政のカラクリ……九
地方財政は國家財政よりも何故に急速に行き詰るのか——地方財政歲出は誰れの爲めになされるのか——租稅の過重負擔と稅外收入の資本家的性質——繰上充用と地方財政の破綻
中編・地方稅と無產階級……一七
一、國稅附加稅……一七

地租附加稅——營業收益稅附加稅——所得稅附加稅
二、府縣獨立稅とその附加稅……二〇
特別地稅と市町村附加稅——家屋稅とその市町村附加稅——營業稅とその市町村附加稅——雜種稅とその市町村附加稅
三、市町村獨立稅……二三
特別所得稅——戶數割——段別割・その他
後編・地方財政はどう建て直せばよいのか……二七
一、豫算市町村會に對する地方民の狙らひ所……二七
歲入より見た市町村財政——負擔の徹底的輕減のための繰上充用の禁止と社會的交付金の要求——大衆は要求書を議員は意見書を
二、市町村會では、いかに戰へばよいか……三一
租稅の改廢——社會施設の擴充を期せ——制度の改革
三、府縣會選擧戰は、いかに戰へばよいか……三六
府縣會選擧の前哨戰としての豫算市町村會——府縣會選擧と社會大衆黨の政策
結語・負擔輕減の財源を何處に求めるか……三九
地方稅の大衆負擔は三億五千萬圓——指一つ動かさずして資本家の懷へ六億五千萬圓——國債利子二ヶ年間支拂の停止をして負擔輕減を行へ

地方財政は破産する？

前編・地方財政の窮迫・

一、窮迫財政の生んだ種々相

凶荒飢饉と滯納稅金　政府や地方官廳等の盛んな宣傳や訓話にも拘らず、山村・漁村・養蠶村と共に、殆んど全國的な姿となつて、滯納稅金は、年々累增してゆく。內務省地方局調査では昭和八年度上半期の道府縣稅滯納額は一割四分五厘、市稅滯納額は二割五分八厘、町村稅滯納額は一割九分六厘となつてゐる。しかし、これは全國的に見るからであつて、長野縣農會調査によると、昭和九年度における滯納狀況は、東筑摩郡N村では村稅滯納九割、小縣郡M村では村稅滯納五割五分、縣稅二割二分、國稅一割以上、上水內郡W村では村稅滯納四割以上と云ふ有樣である。更らに、群馬・山梨等の養蠶縣、新潟・山形等の米作縣、並に東北の凶作縣には四割乃至七

割の滯納稅町村はザラにある。

俸給未拂と强制滯納取立　昭和九年十月末日現在の小學校教員俸給未拂總額は八十一萬三千七百五十二圓で、これが未拂町村は七百十一ケ町村に達してゐる。最も多きは福島縣の百十六ケ町村、秋田縣八十四ケ町村、岩手縣の七十四ケ町村、栃木縣の六十七ケ町村、山梨縣の四十八ケ町村、長野縣の四十六ケ町村であつて、完全に支拂つてゐる府縣と云えば、茨城・富山・福井・靜岡・三重・滋賀・島根・廣島・山口・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀宮崎の十五縣にすぎない。

而かも、俸給を完全に支拂つてゐる町村でも、その實態は破局に瀕してゐる。たとえば茨城縣の如き「十年一月現在の町村稅滯納額は百二十三萬圓、町村債は三百五十萬圓と云ふ驚くべき數字に達し、これ等の町村の中には、町村債償還不可能なのが多數に上つてゐる。

同縣地方課では二月十日頃から一齊に開始される十年度町村豫算編成期を控へ、七・八・九の三日間縣下六ケ所に、初めての企てとして各町村長及び收入役を召集し、滯納整理の訓示をなすことになつた」（十年二月二日「東京朝日・茨城版」）と。

かく觀れば、町村小學校教員俸給未拂は、町村財政の破局を語る金字塔であり、バロメーターである。したがつて、滯納稅金問題の生む悲劇は、益々農村を暗黑化せしめてゐる。

滯納稅金が人を殺して馬を生かした話二題

滯納整理を苦慮して縊死を遂げ、各方面に異常な衝動を與えてゐる。二十一日午前六時半南村山郡本莊村役場小使長沼正次郎（一八）は、來客があつたので、前夜來宿直の收入役黑田金十郎（五七）を探したが、意外にも役場二階の應接室で、高さ八尺の棟木に兵兒帶をかけて縊死してゐたのを發見して大騒ぎとなり、直ちに上ノ山署より横山警部補が出頭取調べたが、原因は村稅滯納五千圓に達し、殆んど行き詰つて非常に惱み死を決意させたものと見られる」（九年十二月二十二日「東京朝日・山形版」）と。

人の好いこの山村の收入役は、村民の苦惱な生活をマザマザ見てゐるので、强制取立もできず自ら死を撰んで逃避したのであるが、その善惡は別問題として、東京府では、府の稅務出張所が一個の債魂化した事實がある。「府稅營業稅・自轉車稅の九年度滯納の差押物件百六十件を來る七日午前十時から競賣に付することになつたが、競賣品——桐簞笥數十本、長火鉢二十本、自轉車三十臺、その他柱時計、ラヂオセット等家庭必需品が大部分であるが、中に珍らしく栗毛牝馬の九歲と六歲の二頭が仲間入りをしてゐる。この馬の飼育費は稅金を完納する迄は滯納者の負擔と

いよ條件で差押へたものださうだ」（十年二月四日「東京朝日・東京府下版」）。

だが、かうした悲劇の數々のある町村の中にも、稅金を全く徵收しない「明朗無稅村」はある。たゞ一つ——。

日本にも無稅の明朗な村はある　靜岡縣加茂郡白濱村では、明治三十九年以來、今日に至るも、まだ稅金を徵收してゐない。しかも同村では、村立病院を經營し、公設產婆を置き、小學校を經營し、學童の修學旅行の費用は全部村で負擔し且つ、中等學校以上の修學については奬學資金を給與してゐる。町村稅を徵收してゐるところでも、これだけの社會施設を行つてゐるところは、殆んどないと云つても過言ではない今日、それでは一體どこに、こんな財源があるのか？

財源は、同地の特產物たる寒天の原料である石花菜（てんぐさ）の採取權を村が獨占してゐるところにある。この石花菜の昭和七年度產額は九四、一〇二貫で、その賣上高は一五三、九七四圓に及び、純益金は五五、五二九圓である。この純益金をば、八割を村民に配當し、一割を村費に充當してゐる。尙ほ殘りの一割は村の基本財產となつてゐるのである。しかも、かうした豐富な自然的財源の上に、所定の國庫下渡金並びに縣の補助金、交付金は遠慮なく貰つてゐるので、他町村の窮乏財政、自治體返上の聲を外に、明朗な村の經營が行はれてゐるのである。

これに似た村が福島縣にもある。福島縣双葉郡川內村では、たゞ營業收益稅附加稅をば、本稅一圓に付六十錢を徵收してゐるのみで、その他には斷然、村稅は徵收してゐないのである。かゝる理想鄕が、いつまで續くかは疑問である。曾て數年前までは神奈川縣の箱根村は、森林收入で無稅村であつた。しかし、恐慌の嵐は、この山村をも襲ひ、價格の暴落で今日では、森林收入ではとても支へ切れないので、無稅村たる資格を放棄してゐる。それを想へば、せめて白濱だけでも、永久に無稅村のサムブルとして置きたい氣もする。

二、地方財政問題の本質

今日の社會はプロレタリアの費用で生活してゐる　プルジョア財政學者は、「負擔の公平」と唱き、プルジョア政治家は國民の利益を圖る名目で、國民から一般的に×××に、××で金を取ることを考える。資本主義社會の××××は、それである。しかし、日本、フランスに比し、アメリカ合衆國、ドイツ、イギリスが、その財政收入の基礎を、租稅にヨリ多く置いてゐるからとて、それ等の國が、民主的性質を示すものとは限らない。また、それと共に、間接稅だから大衆負擔稅であり、直接稅だから資本家・地主の負擔稅とは限らない。問題の本質は、資本主義社會

においては、誰れが租税を轉嫁し、誰れが轉嫁される立場にあるかと云ふことにある。即ち租税は、資本家に對しては利潤か利子、地主には地代、勞働者には勞賃に對して強制的に課せられるが、資本家階級への課税は、政治的には轉嫁と脫税と拒絶の途を、彼等が「豫算審議と立法」に參加することによつて與えられてゐる。また經濟的には資本家的生産の凡らゆる機構、即ち價格利子、勞賃の手加減によつて、轉嫁の途が開らけてゐる。したがつて、租税の負擔を他の階級に轉嫁することのできない中間階級とプロレタリアートは、その社會の費用を全部負擔せしめられる立場に置かれてゐる。

更らにまた、國・府縣・市町村が、右の税金だけでは不足の場合に借金する。その公債制度の元利拂は税金でなされるのであるから、これまた、小所得者・プロレタリア大衆の負擔によつて大資本家の資本蓄積を援助することになる。故に『××××が、いかなる形態をとつてゐようとまた經費の支辨が無産階級にとつて好都合な場合ですら、搾取と階級支配に基く資本家生産の基礎を少しも變へるものではない』。

負擔過重の問題は國税よりも地方税にある　昭和八年度における租税負擔内容につき農林省調査によれば、國税は一六・四五%であるに反して、道府縣税は三六・五四%、町村税は四七・〇%である。即ち、國税負擔は一割六分四厘五毛なるに拘らず、地方税負擔は八割三分五厘五毛と云ふ尨大な負擔とつてゐるのである。今日、町村財政の破局に直面して、地主階級は帝國農會及び既成政黨を總動員せしめて、地租半減を目的とした「地方財政整理交付金」を要求してゐるが國税が僅か一六・四五%であると云ふことは、國税たる地租をいか程、輕減して見ても、地方財政の破綻の根本原因である地方民の過重負擔と云ふ問題の解決とはならないのである。

何が原因で地方財政は膨張したのか　今、試みに國家歳出と地方歳出の膨脹狀態を對比して見ると、次の如くである。

年度	國家歳出 實數（千圓）	國家歳出 指數	地方歳出 實數（圓）	地方歳出 指數
明治二十四年	八三、五五六	一〇〇	四三、八八一、三一三	一〇〇
昭和　八年	二、三〇九、四一四	二、七六四	一、七七五、七三八、三〇七	四、〇四七

即ち、國家歳出は指數二七六四と云ふ激增を示してゐるとは云え、地方歳出は指數四〇四七と云ふ約二倍の驚くべき跳躍的發展を示してゐるのである。この歳出膨脹の主な原因は、國家歳出は第一は軍事費であり、第二は教育費である。このことは租税制度並に國債制度發達の歷史が、

資本家×××の歴史であることを示してゐる。また、地方財政膨脹の理由は、資本家×××を模機に發展して來た日本の資本主義的發展の必然的現象の地方的反映である。即ち教育費・土木費・警察費・勸業費・公債費の增大である。その結果、農林省調査によると、一戸當及び一人當の租稅負擔額は次の如くである。

一戸當租稅負擔額

稅種	農村	都市
	圓	圓
國稅	八・四七	一五・一〇
道府縣稅	一八・八〇	二七・七五
村稅	二四・一八	
市町稅		二八・七三
計	五一・四五	七一・五八

一人當租稅負擔額

稅種	農村	都市
	圓	圓
國稅	一・五〇	三・一四
道府縣稅	三・三二	五・七七
村稅	四・二八	
市町稅		五・九八
計	九・一〇	一四・八九

こゝに注意しなければならぬことは、農村負擔と都市負擔とを比較して、都市負擔の過重のように見えることである。しかし、農村と都市との比較をなす場合には、擔稅能力を基準となすべきであつて、負擔額の絕對數をのみ取り上げて、その輕重を判斷することは誤りである。

三、地方財政のカラクリ

地方財政は、國家財政よりも何故に急速に行き詰るのか　普通に地方財政と云へば、地方自治體の財政問題を云ひ、それは、府・縣・市・町・村がみな各々獨立した財政を持つてゐるので、その個々の自治體の財政及び、土地組合、水利組合等の組合財政を包含して指すのである。しかしこの自治體である府・縣・市・町・村等が、獨立した財政、即ち國家財政ならば完全に獨立した如き形式をとつてゐるとは云え、それは形式的に財政主體を異にしてゐる程度であつて、寧ろ地方財政は、國家財政に隷屬して居り、地方自治體の中央行政機關化と共に、その密度は濃厚となつてゆく。

この地方自治體の中央行政機關化の傾向の增大は、必然に、自治體經營の所謂自治體運用費以外の、國家行政委任費の負擔增大となつて現はれてくる。その結果、資本主義的經濟秩序の生む

それ自らの矛盾のために、著しく窮乏化して來る地方民に對して、更らに加重な地方稅負擔をなさしむる。この地方民への地方財政的負擔の加重は、惡稅の橫行となり、窮乏に拍車を加え、滯納を必然ならしめ、起債を不可能ならしめ、繰上充用となり、遂に地方財政は破産せざるを得ないことになる。したがつて、問題の重點は、地方財政の歲出再吟味からはじめなければならぬ。

地方財政歲出は誰の爲になされるのか　昭和八年度の市町村財政の中の歲出につき、內務省の「地方財政要綱」によつて摘記すれば、次の如くである。

	市	町村
	千圓	千圓
歲出總額	八〇八、一九七	四五一、七四八
公債費	三〇九、八九七	三三、六〇九
敎育費	一〇六、二三七	一九三、〇三〇
土木費	九三、六四一	四一、六八一
電氣及瓦斯事業費	一〇五、〇七八	一、七七一
役所及役場費	三四、七六四	六九、六七五
衞生費	七七、八一三	一四、二六〇
勸業費	八、八三八	一六、三一四
社會事業費	二〇、三七四	九、八九三
其他諸費	五一、五五三	七一、四二八

右の歲出各費目のうち、その全費目が自治體として當然に支出すべき性質のものか、どうか？吾々は、この點が最も重大なのである。そこで、再吟味をなすならば、地方事業のうち、敎育・土木・衞生の三事業は、國家行政の一部であり、當然に、國家が遂行しなければならぬものである。たゞ、それを國家が地方自治體に、その執行を委任してゐるのであるから、敎育費・土木費・衞生費は、國家行政費であり、嚴密に云えば國家行政委任費である。故に、その費用・支出は、當然に國家が負擔すべき性質のものである。

市財政にあつては、敎育費・土木費・衞生費の總額は二億七千七百六十九萬一千圓に達し、歲出總額の三四・三五%を占めてゐる。また、町村財政にあつては、敎育費・土木費・衞生費の總額は、二億四千八百九十七萬一千圓であつて、歲出總額の五五・一一%を占めてゐる。

更らに、これを府縣財政について見れば、昭和八年度歲出總額は四億九千四百六十九萬六千圓である。次にその內譯を示すと——

	圓
歲出總額	四九四、六九六、三九三
公債費	五四、〇三三、一六四
敎育費	一〇二、七三四、一四〇
土木費	一二三、八七九、二六六

衛生費　九、六四五、七一一
勸業費　七六、五一三、五九七
警察費　八一、六九九、三七〇
社會事業費　六、三七六、二〇三
其他諸費　三九、八一四、九四二

それでは、府縣財政の場合に、國家委任行政費は、どの位を占めてゐる。この場合には市・町村財政と異り、教育費・土木費・衛生費の外に、警察費が計上されなければならぬ。して見ると府縣財政の場合には、國家委任行政費は總額三億一千七百九十五萬七千圓であるから、歳出總額の六四・四七%の巨額に達してゐることが判る。

地方自治體が行政機關化した正體の財政的な暴露は、かくて全國民・地方民大衆に徹底せしめられるであらう。地方財政の膨脹のカラクリも、また地方財政の破産の根據もみなこの一點にあるわけである。地方財政歳出は、一體誰のためになされてゐるのか、答えは簡單である。即ち資本主義社會では、資本家的支配階級が、自己の政治的・社會的な支配的地位を利用して、巧みに自己の政治的負擔を民衆に、全國民に轉嫁せしめてゐるところにある。全國民大衆は、したがつて、ブルジョアジーのために莫大な支出をしてゐるわけとなる。

租税の過重負擔と税外收入の資本家的本質　前記の如き、地方歳出の資本家的カラクリから尨大な、また當て度もなく膨脹してゆく歳出に對して、必然に、歳入の增加となるは云ふまでもない。

税收入と税外收入の對比表

年次	税收入 實數 千圓	税收入 百分比	税外收入 實數 千圓	税外收入 百分比
明治三十六年	一〇九、一三七	六〇	七一、九七五	四〇
大正七年	二七六、五九六	四七	三一二、三一五	五三
昭和八年	五五二、二四八	三八	九二一、二〇三	六二

右の表は、吾々に何を教へてゐるか？税收入が税外收入と對比して、約三十餘年の間に、その地位が轉倒したからと云つて、地方民の一人當りの税負擔が減じたとでも思つては、大間違ひである。

地方税一戸一人當負擔額累年表

年次	一戸當 圓	一人當 圓
明治三十六年	一一・五〇五	二・〇六八

大正七年		二五・一六三
昭和八年		四三・一六七
		四・五五五
		八・五一〇

即ち、約三十餘年間に、地方稅負擔額は四倍に躍進してゐるのである。かゝる過重負擔にも拘らず、更らに急速に稅外收入が膨脹してゐるのである。

それでは稅外收入とは何か？　その大部分は公債の發行による借金の增加である。その他は國庫下渡金、地方團體經營の公企業の收益手數料と使用料である。縣財政でも、市財政でも、また町村財政でも、公債の增加は實に顯著なものである。

地方債發行高累年表

年次	道府縣	郡	市	町村	土功	計	一人當
	千圓		千圓	千圓	千圓	千圓	圓
大正元	三、三二		二、一六二	二四七、六二二		二五二、一七七	五、一七
大正一一	一六五、一三三		二、四七	五四七、二七		七一五、八四〇	一四、一八
昭和六	三五〇、二八		一、三五六、四六八	三三、八三三	四七、六三五	二、三五三、〇八五	三九、三三

約二十年間に、地方債一人當の負擔額三十九圓三十三錢で約七倍に增加してゐる。しかも、地方債は國債の如き軍事的・非生產的投資を目的としたものと異り、企業投資の性質を多分に含んでゐるのであるから、利子は低利でよいのであるが、しかし、資本家階級は非生產的公債の低利を地方債で補ふ意味から、高利を要求してゐる。したがつて、公債そのものが、元利支拂とともに他日の增稅を約束した手形であり、地方民の負擔である限り、こゝに地方財政の稅外收入としての地方債の資本家的本質を、ハツキリと認めることができるのである。

こゝに租稅負擔過重に次ぐに加重を以てする地方財政のカラクリの糸があり、また、こゝに地方財政の破綻の根源がある。そしてこの破綻の糸は、資本主義社會の存續する限り、ます〳〵擴がり纏れこそすれ、取り切れないものである。

繰上充用と地方財政の破綻　今日の地方財政は、いままで述べた如くに、日本の資本主義の發展の必然的現象として、教育・土木・衞生等の社會的文化施設の要求が增大した。しかし、その費用は、國家が行政事務として當然なすべきものであるにも拘らず、地方財政の約六割と云ふ驚くべき巨額を地方自治體に轉嫁して支出せしめて來た。その故に、地方民の租稅過重負擔と巨額な地方債の發行となつて現はれ、それが禍根となつて、小學校教員の俸給未拂問題、滯納稅金問題となり、恐慌の益々深かまる今日では、地方自治體は財政の健全性を喪失した。のみならず、收入の方法としての起債も、すでにその頂點に對し、その償還の見透しも附かなくなつた栃木、

山梨、長野の諸縣の町村の多くは、「繰上充用」をやつてゐる。

この繰上充用とは、その年度の歳入不足を補ふために、翌年度の稅收入を擔保として、自治體が銀行、その他の金融機關から借金して、財政を賄ふことを云ふのである。これ程亂暴な非常手段はない。今日の財政危機に際して、繰上充用をやつてゆくならば、國民大衆の窮乏化の深化と共に、滯納稅金は益々增大化傾向を辿つてゐるのであるから、早晩、自治體は繰上充用の故に、破產しなければならぬ。

しかし、今日の地方自治體は、それを必然惡として認用しなければならなぬまでに行き詰つてゐる事實は否定できないのである。金融ブルジョアジーが、日銀マーケット・オペレーションの波に乘つて、軍需インフレーションを謳歌してゐるとき、地方自治體は、その土臺を半封建的な過小農制下の農民を政治的搾取の源泉としてゐるだけに、崩壞への兆は益々顯著となり、銳角的に進化發展してゐるのである。

中編・地方稅と無產階級

一、國稅附加稅

地租附加稅　地租附加稅は次の如き嚴重な制限が附されてゐるに拘らず、課稅率は實際には制限率を越えてゐる。

府縣——宅地地租は本稅の百分の三十四、その他は百分の八十三

市町村——宅地地租は本稅の百分の二十八、その他は百分の六十六

即ち、昭和六年度における府縣地租附加稅課率は、本稅一圓に付宅地四十九錢九厘、その他は一圓二十一錢三厘である。市の同附加稅は宅地四十一錢五厘、その他九十六錢一厘である。だが、昭和七年度においては東京市の三十錢を最高とする。町村附加稅は、宅地二十八錢七厘、その他六十七錢六厘であるが、岐阜縣の二圓四十二錢七厘を最高とし岡山縣の三十錢を最低とする。

かくて、昭和六年の地租法により、賃貸價格二百圓未滿のものが免稅されたのであるから、田

の全國平均價格二十八圓六十八錢、即の七圓八十七錢から推定して、田畑を併せて一町歩以上所有してゐても免稅されるわけであるから、國稅としての地租は今日では小農には無關係である。しかし、農業恐慌の深化により轉落せる自作農の多き今日、田畑地租附加稅は半減すべきである。

前記の如くに、附加稅として制限外課稅を行つてゐるとは云へ、この免租地に對しては「特別地稅」と「反別割」が控えてゐる。前門の虎を追ひ、後門の狼を忘れてはならぬ。

營業收益稅附加稅　營業收益稅は第五十一議會の、稅制整理以前の營業稅を轉化したものであつて、營業純益四百圓未滿の者は、課稅を免れ、一見、社會政策的色彩を匂はせてゐる。だが免稅者には營業稅が賦課されてゐることを忘れてはならぬ。附加稅制限率は本稅の百分の四十一であるが、制限外課稅は認められてゐる。

昭和八年度における道府縣附加稅課率は、本稅一圓に付平均六十九錢八厘であつて、山梨縣の七十八錢三厘を最高とし、最低は滋賀縣の五十三錢一厘である。同年度における市の附加稅課率は八十九錢四厘であつて、その最高は神戸市の一圓四十四錢四厘であり、最低は延岡・山口・大津・甲府・銚子・川口の諸市の六十六錢である。また、町村附加稅課率の同年度における平均は、七十一厘三厘であつて、その最高は、福島縣の一圓九十八錢であり、最低は岡山縣の二十錢である。

この稅は、一見は社會政策的意圖が含まれてゐる觀を呈してゐるが、擔稅能力者の大部分が、小市民層であると云ふことに留意しなければならぬと共に、こゝに資本家的カラクリの隱されてゐることを認めねばならぬ。

所得稅附加稅　現行所得稅は三種に區分されてゐて、第一種は法人の所得に課し、第二種は法人・個人を問はず、公社債利子・銀行預金利子・外國へ出る株式配當に對し賦課し、第三種は個人の所得一ケ年千二百圓以上四百萬圓までに對して賦課するものである。しかし、第三種は超過累進稅率なるに反し、第一種及び第二種は比例稅としてゐる。こゝに金融ブルジョア擁護の本質があり、更らに、第二種のみに附加稅を許可してゐないのである。前述の如く、第二種所得稅は、全社債利子・銀行預金利子・外國へ出る株式配當なれば、これ明らかに金利生活者の所得であり、金融資本の收得であることは明白な事實である。然るに、かゝる金融ブルジョアジーの所得に對して、附加稅を許可しないと云ふことは、金融資本擁護のためであるは云ふを俟たぬ。黨東京府聯合會は、この點を指摘して第二種所得稅附加稅の賦課を要求してゐる。

第一・第三所得稅府縣附加稅は、本稅の百分の二十四であり、戶數割が市町村稅となつてから起きた新稅である。昭和八年度府縣附加稅率は平均三十六錢であつて、山梨・秋田兩縣の四十錢

五厘を最高とし、大阪府の二十四錢を最低とする。市附加稅は本稅一圓に付平均は十二錢九厘であるが、最高は神戸市の三十九錢八厘であり、最低は廣島市の七錢である。尙ほ、町村附加□は本稅一圓に付平均七十七錢であつて、最高は愛知縣の一圓十三錢、最低はやはり愛知縣の六十三錢である。したがつて、府縣における最高率は東京府における最高一圓十錢、最低一圓であらう。四國全帶及び東京府を除く關東地方及び東北地方には、この所得稅の町村附加稅は、今のところ行はれてゐない。

二、府縣獨立稅とその附加稅

特別地稅と市町村附加稅　特別地稅は、免租地の二百圓未滿の自作農に課せられた大衆課稅である。本稅に道府縣稅は、昭和八年度では賃貸價格一圓に付平均五十錢五厘であるが、最低は東京府の十四錢である。最高には、山梨縣の六十七錢三厘も課稅されてゐる狀態である。

同年度における市の特別地稅附加稅課率は、道府縣制限一圓當平均七十四錢三厘であつて、その最高は、川崎市の一圓四十錢であり、最低は鹿兒島市の三十四錢二厘である。また、町村附加稅課率は、平均九十八錢六厘で、その最高は岐阜縣の二圓九十八錢であり、最低は、青森縣の二

十九錢である。

特別地稅は、これまた、小地主、自作農以下の小農いじめの惡稅たる性質を多分に含んで居り昭和六年の地租法の改正は、一般的には社會政策的色彩を見せてゐるが、その反面における特別地稅の設定の如きは、大地主擁護政策の正體を曝露してゐる。そして、本稅の創設はその故に、小地主や自作農の沒落に拍車を加へてゐるのである。

家屋稅とその市町村附加稅　家屋稅は、戸數割の代替稅であつて、地方稅法第十一條には「賃貸價格一定額以下の家屋」との規定もあり、一見中產階級以上の負擔稅の如き觀を與へるが、勞働者・小市民、殊に農民いぢめの惡稅たるは言を俟たぬ。府縣は賃貸價格に賦課し、昭和八年度においては平均四十二錢二厘、最高は高知縣の七十六錢、最低は大阪府の十錢九厘である。附加稅は本稅一圓に付昭和八年度平均、市では七十四錢三厘で、濱松市の五圓四十錢を最高とし、松本市の三十九錢七厘を最低とする。また、町村では同年度平均五十錢四厘で、北海道の三圓九十二錢二厘を最高とし、愛媛縣の二十錢六厘を最低とする。

營業稅とその市町村附加稅　營業稅は、國稅營業收益稅の賦課を免れた年純益四百圓に足りない小賣業者に課せられた稅金であつて、これは特別地稅の設定と同樣に大衆課稅の一種であり惡

稅たる誹は免れない。昭和八年度稅額は七百三十八萬八千五百四十二圓で、うち二百九十一萬五千六百九十四圓、約四割が物品販賣業の負擔額である。しかも、この物品販賣業者たるや露店商人の如きプロレタリア的分子の負擔稅たることを吾々は明記しなければならぬ。これが市附加稅平均額は一圓〇三錢七厘で、宮城縣石卷市の一圓三十五錢を最高とし、埼玉縣川口市及三重縣松坂市の六十錢を最低とする。また町村では、平均八十五錢七厘であつて、大分縣の一圓五十五錢を最高とし、和歌山縣の二十錢を最低とする。

雜種稅とその市町村附加稅　雜種稅には二種類ある。一は地方稅第十七條に規定されてゐる「法定雜種稅」であり、他の一は內務・大藏兩大臣の許可を受けて府縣において設定した「特別雜種稅」である。

法定雜種稅とは、船稅・水車稅・車稅・市場稅・電柱稅・金庫稅・牛馬稅・犬稅・狩獵稅・屠殺稅・不動產取得稅・漁業稅・遊藝師匠稅・遊藝人稅・相撲稅・俳優稅・幇間稅・藝妓稅・演劇興行稅・遊興稅の二十課目であり、昭和八年度總額は四千九百七十二萬八千八百三十三圓であつて、道府縣雜種稅總額五千二百一萬六千二十五圓に對し、九三・六八%を占めてゐる。

特別雜種稅は、酌婦置屋稅・段別割・觀覽稅・旋風機稅・傭人稅・商品切手發行稅・流木稅・遊漁稅・溫泉稅・軌道稅・立木伐採稅・代書人稅・玉突臺稅・タンク稅・蓄音器稅・樋稅・搗碎器稅・瓦斯管稅・船舶取得稅・動力應用器械稅・廣告稅・漁業權取得稅・蠶糸賣買業稅・賣藥配置稅・ゴルフ稅・生洲稅・潛水器稅・鵜稅・索道柱稅・地中電線路稅・珊瑚探採稅の三十一課目で、これが稅額は二百二十八萬七千百九十二圓で、最も多く實施されてゐるものは、觀覽稅と旋風機稅である。

この府縣雜種稅は、年額二千四百七十六萬七千三百八十三圓を算する車稅から、年額僅か十五圓にすぎない珊瑚探採稅まで含んでゐるから、これは所有稅と大衆稅との見解に起ちて徹底的に整理して、無產階級の負擔輕減を徹底せしめなければならぬであらう。

尙ほ、これが市附加稅は、本稅一圓に付、昭和八年度平均九十九錢五厘であるが、最高は別府市の一圓五十錢であり、松坂市の五十錢を最低とする。また、町村附加稅では、平均八十六錢一厘であるが、北海道の四圓七十一錢七厘を最高とし、高知縣の十錢を最低とする。

三、市町村獨立稅

特別所得稅　特別所得稅は、人口五・六百の小都市において、戶數割賦課の非難の聲に對し

て、その便法として戸數割を廢止し、それに代るに特別所得稅を創設し、賦課するの傾向がある。即ち昭和六年度では、富山・濱松・岡崎・神戸・廣島・若松・八幡・戸畑・長崎の九市において實施されてゐたが、昭和八年度には更らに、前橋・岡山の二市においても實施されるようになつた。

本稅は所得額十圓に付、昭和八年度平均稅率は八十九錢一厘であつて、これが最高は若松及び岡崎兩市の十二錢であり、最低は廣島の五錢五厘である。前記平均額は法人所得のも含んでゐるのであつて、法人所得課稅は、戸畑と神戸の兩市で實施されてゐる。これが最高稅率は戸畑市の五圓十六錢、最低は神戸市の三圓九十八錢である。したがつて、法人所得を除けば、八年度平均率は九錢三厘である。

戸數割　戸數割は、地方稅中の最も惡質な大衆課稅とも云ふべきである。明治十一年の『地方稅規則』以來の人頭稅的總資力稅で全國的に普遍的な人稅である。第五十一議會の稅制改革に際して、昭和二年度から市町村特別稅となり、市町村財源の重要な地位を占めてゐる。

戸數割の納稅義務者は、地方稅法の規定によると、(イ)市町村內に住居を有し、又は三ヶ月以上滯在する者。(ロ)而かも一戸を構へるもの、(ハ)また市町村は一戸を構へなくとも、獨立の生計を營むものに賦課しようとすれば、それもできる。——それ故に、地方民は殆んど殘らず納稅義務者である。たゞ、法人だけは除外される。こゝに戸數割の資本家的性質がある。

戸數割の課稅標準は、人の資力である。資力は所得と資産の狀況によつて、これを算定する。地方稅施行勅令によると、戸數割總額中資産の狀況に依り資力を算定し、賦課し得べき額は、原則として總額の十分の二以內、特別の事情ある市町村では、その十分の四とされてゐる。所得の計算は、大體國稅所得稅所定の方法に倣つてゐる。がしかし、戸數割の稅性質上、特殊な計算法を用ゐてゐる場合もある。その資産の狀況は、市町村において明確な標準を算定することになつてゐる。後(編を參照せよ)。

かくて戸數割が、資産狀況により算定する資力に對しては二割乃至四割で、殘餘は所得狀況による資力に賦課されるのであるから、勢ひ小額所得者に重く、資産狀況の調査の正確性を求むるごとの困難な實情、並に資本家や地主の脫稅の巧妙な今日、こゝにも戸數割の有產者階級に輕いといふ階級性が明白となつて來るのである。

かゝる惡稅なるにも拘らず、市財政においては、市稅豫算總額の百分の三十七、町村財政にあつては、町村稅豫算總額の百分の六十まで賦課できることになつてゐる。尙ほ、特別な必要の場

合には、制限外課稅が許されることになつてゐる。

昭和八年度における市稅戶數割賦課率の一戶當平均の最高は、石卷市の三十五圓であり、納稅者一人當の最高は、長岡市の十七圓三十五錢である。また一戶當平均の最低は沖繩縣首里市の五圓七錢五厘、次いで甲府市の七圓一錢二厘である。町村戶數割の同年度平均賦課率は十三圓九十四錢五厘であるが、最高は神奈川縣の九十圓を最高とし、最低は千葉縣の八十四錢である。

段別割・その他　戶數割の外に、市町村の特別稅も種々あるが、その最も重なものは段別割である。これには應益的特別課徵の性質を有するもの、即ち免租地山林等の擔稅餘力ある土地に對し、他の土地との均衡を圖るために課するものと、市町村の一般歲入の增加のために課するものとがある。その制限に關する規定は、地方稅制限法中にあり、制限額は一反步に付每地目平均金一圓とされてゐる。また地租附加稅と同じやうな條件で制限外課稅は許されてゐる。

昭和八年度における市稅反別割の最高は、小倉市の宅地三十三圓八十七錢四厘で、最低は橫須賀市の三十六錢である。町村反別割の平均は二十七錢四厘で、最高は岐阜縣の二圓九十三錢六厘で、最低は新潟縣の三錢である。

後編・地方財政は、どう建て直せばよいのか

一、豫算市町村會に對する地方民の狙らひ所

歲入より見た市町村財政　昭和八年度の市町村財政の歲入について「地方財政要綱」に基いて考究して見よう。

市町村歲入內譯（單位千圓）

歲入總額	市	町村
稅收入	八〇八、三〇五	四五一、九二一
地租附加稅	一三三、二四二	二〇〇、七八五
營業收益稅附加稅	一一、三二七	三〇、二七七
所得稅、附加稅	一五、三二六	六、八二九
特別地稅及附加稅	九、三四六	三四一
家屋稅及附加稅	六四	五、〇八六
	四三、〇九八	一五、三五八

營業稅及附加稅	三、七〇一
雜種稅及附加稅	二四、九六七
戶數割	一五、三七六
その他諸稅	一〇、〇四二
稅外收入	六七五、〇六三
	四三、〇八九
	二五、五六〇
	一〇七、二四〇
	六、三八一
	二五一、一三六

右の表において、先づ知り得ることは、稅收入と稅外收入との均衡の問題である。市財政においては稅收入は一六%であり、稅外收入は八四%と云ふ不健康を示し、また町村財政においても稅收入は四四%なるに、稅外收入は五六%と云ひ、いづれも、他日の增稅を約束したまゝで、地方財政が進行してゐることである。だが、この點については、前編において述べたから、こゝでは割略して、稅收入についてのみ吟味しよう。

中編において明らかにされた如くに、市町村財政における大衆負擔の惡稅は、特別地稅と同附加稅、家屋稅と同附加稅、營業稅と同附加稅、雜種稅と同附加稅及び戶數割であると、おほまかに云えることを知つた。今、市財政中の稅收入一億三千三百二十四萬二千圓に對する、この大衆課稅を見ると、總額八千七百二十萬六千圓となり、稅額の六五%を占めてゐることを知る。この巨額のうち、また小市民・借家人に轉嫁されるであらう家屋稅は、約その五割に相當してゐる。

また、町村稅收入二億七十八萬五千圓に對する大衆課稅は、實に驚くべき數字を示し、一億九千六百三十三萬三千圓、即ち、大部分が農村プロレタリアの負擔である。これを思へば、市町村財政は、小市民・勞働者・農民の、アノ窮迫した家計によつて支へられてゐることが理解できるのである。それと同時に、また、吾々は、今日の地方自治體財政崩壞の原因が、かゝる無產階級に對する過重負擔にあることをハツキリと認めるのである、したがつて、地方民の豫算市町村會に對する關心は、第一に自己の負擔の徹底的な輕減と社會的交付金の國庫支出に置かれなければならぬ。

負擔の徹底的輕減のための繰上充用の禁止と社會的交付金の要求　地方財政崩壞の原因は、既述の如く、今日の深化せる恐慌の嵐の中にあつて、全く擔稅能力を失つてゐる小市民・農民・勞働者の無產階級に、過重な負擔を强制してゐるところにある。然るに、かゝる稅制の時代的適應性の缺如してゐるにも拘らず、何等その根幹には一考だも與へず、ブルジョア行政官は、政府は、將亦政治家は、百年一日の如き舊き頭腦で社會を支配してゆかうとしてゐるところに、今日の矛盾がある。

しかも、市町村理事者は、自己の社會的な認識不足から。稅收入の減少を。擔稅者の個人の責

任なりとして、滯納稅金の累積の社會性を認めずして强制取立をなし、それでも不足するので、「繰上充用」をやつてゐる。だが、今年の不足を、明年の稅收入を擔保に、金融しても、今日の恐慌下にあつて、誰れが、豫算案計上の翌年のの稅收入の完納を保證し得る。そのために、「繰上充用」の年々の繰返しは、更らに市町村財政に大穴を深めてゆくことになる。故に、吾々は、市町村理事者の「繰上充用」に對しては、斷乎として反對し、禁止せしめなければならぬ。殊に、窮乏町村にあつては、この點に、特に留意されなければならぬ。

吾々は、「繰上充用」に反對すると共に、國家が、當然に負擔すべき國家委任行政費、昭和八年度における市財政にあつては、教育・土木・衛生費總額二億七千七百六十九萬一千圓に達してゐるのである。即ち、同年度の稅收入一億三千三百二十四萬二千圓の約倍額に相當して居り、町村財政にあつては、これ等の國家委任行政費は二億四千八百九十七萬一千圓であつて、稅收入額二億七十八萬五千圓に對し、約五千萬圓の超過を示してゐるわけである。

故に、市町村財政の健全なる建直しのためには、この國家委任行政費を國庫支出として、地方民の過重負擔の徹底な輕減を圖らなければならぬ。

最近、特に注意しなければならぬことは、政友會・民政黨及び帝國農會等の地主團體が地方財政建直し策として「地方財政調整交付金制」を要求してゐるが。これは、農村プルジョアの彼等が、自己の負擔たる地租そのものの半減と教育費の國庫補助增額を要求してゐるのである。

吾々の要求してゐるものは、國家委任行政費、即ち小學校經營費及び就學兒童學用品費、教育俸給等一切の全教育費及び一切の土木事業費並びに一切の衛生事業費及び施設費と警察費のすべての國家行政費を國家が支出せよと云ふのである。即ち、當然に國家の爲すべき社會的施設費の一切を含む、所謂「社會的交付金制」の確立により、地方民の負擔を徹底的に輕減せしめよと要求するものである。故に、この觀點から、地方議員たる府縣會議員も、市町村會議員も地方議會においても戰はれなければならぬのである。

註——國家委任行政費は教育費・土木費・衞生費・警察費を云ふ。故に國家委任事務費たる徵兵事務費・徵稅事務費と混同してはならない。

大衆は要求文書を議員は意見書を

地方議員には議案發案權がない。したがつて、今日の地方議會は一個の知事や市町村長の諮詢機關たるにすぎぬ。いくら地方民が負擔輕減を欲しても、惡稅の改廢を要求しても、その要求をば、何等かの形式において具體的に示さなかつたならば默目である。故に地方民は、豫算案の發表と同時に、その要求を文書に綴り、理事者に提出すると共に

また議員は、自己の意見書提出權を利用して、同一要求を意見書として提出して、地方民大衆の大衆的運動を計畫し、組織し、常に議員は大衆と緊密な行動を取らねばならぬ。即ち、地方議會鬪爭の大衆化と云ふことを忘れてはならぬ。この意見書運動を放棄しては、地方における議會鬪爭は、『零』であると云つても過言ではない。また、下から盛りあげられたこの意見書運動を通じてのみ、地方稅制・地方制度の改革は期し得らるゝのである。

二、市町村會では、いかに戰へばよいか

租稅の改廢　地租附加稅・營業收益稅附加稅・所得稅附加稅・鑛業稅・取引所營業稅附加稅の如き有產者稅には、附加稅率を高める方針をとらねばならぬ。しかし、この場合、田畑地租附加稅は、その擔稅者たる自作農が、すでに土地擔保で利子支拂階級に轉落してゐるのであるから寧ろその附加稅は半減すべきである。しまた、地主の場合には半減せしめて小作料の實納額を更らに半減せしめるように戰へばよい。また、所得稅附加稅の如きは、その稅課率を高率累進賦課として戰はれなければならぬ。

家屋稅については　農村においては、その擔稅能力者は、大部分が小農・貧農の故に、家屋稅の廢止を主張して戰はるべきである。しかし、都市においては、ブルジョアジーの大邸宅が澤山あるのであるから、小市民・俸給生活者・小商人保護の意味から、免稅點を設定して、大邸宅に向つての累進賦課を要求して資本家階級に重課せしめなければならない。六大都市の東京・大阪・神戶・橫濱・名古屋では、現在不均一賦課が行はれてゐる。

特別地稅附加稅は、廢止せしめねばならぬ。

雜種稅は、市町村賦課に對する國家の制限は、稅額についてはあつても、稅率については制限されてゐないから、不均一課稅を實施すると同時に、大衆課稅たる自轉車稅・リヤカー稅・牛馬車稅・荷車稅・水車稅等は撤廢せしめなければならぬ。資本家稅を創設しなければならぬ。

營業稅は、不均一課稅としなければならぬ。でないと小商人が浮ばれない。

戶數割については、特に資產狀況に應じて課す戶數割部分を、總額の四割ギリ〳〵まで取つて地主の資產額にヴンとかけるようにしなければならぬ。これについては、强戶村で行つてゐる方法が非常に實情的である。（**圖表を參照せよ**——**筆者**）

註——圖表『特別戶數割』の調査方法について。

圖表の第一表は同村の一地主の『資產狀況の調査』であり、第二表は同村の一小作人の『資產狀況の調査』である。

同村において、資産のうち土地については自市町村と他市町村に區分し、自市町村の宅地・田・畑については賃貸價格の十倍を以て、資産額と算定し、山林原野の自市町村のものには、賃貸價格の五十倍を以て算定してゐる。また、他市町村の宅地・田・畑については十六倍を以て、その資産額を決定してゐる。家屋については、他・自市町村ともに、その賃貸價格の六倍としてゐる。

また、立竹木及び家畜・家禽については時價の六割、公債・社債・株式の出資に對しては、これまた時價の六割を算定基準としてゐる。非營業貸金及び銀行預金及び郵便貯金に對しては、その各の元金の六割、職業資產及びその他の資產は、所得額の二割としてゐる。

その結果、地主においては圖表に示された如くに、資產總額は四萬三千四百八十七圓五十一錢と算定され、資產狀況による賦課額は三十九圓四十九錢、所得額に依る賦課額は六十圓四十三錢、計九十九圓九十二錢の戶數割負擔となる。また、小作人にあつては、圖表に示されてゐる如くに、所得額については原申告による所得額の査定の結果、六十一圓〇二錢と決定した。しかしながら、施行規則第二十四條による控除人員二人の額百圓とすれば、所得額は「零」となる。ただ、僅かばかりの宅地と畑地を所有してゐるので、資產額六百七圓二十錢となり、その他の資產六十一圓二錢の二割十二圓二錢、計六百十九圓四十錢となる。資產換算個數は十三個となり、戶數割負擔額は五十九錢となる。

右の結果、小作農の負擔する戶數割は、在來五圓のものが一圓に、一圓のものが十錢位になつた。即ち强戶村八百六十二戶のうち、一圓未滿のものが三百八十八戶、十錢未滿のものが三百八

昭和 9 年度
所得金額申告書

昭和 9 年度
特別税戸數割調査票

第號	住所	強戸村大字	職業		納税義務者		地主某

所得種別			所得ノ基本	申告所得額	査定所得額
田	自市町村	自作	町 2 反 0 畝 0 0 歩	307.20	307.20
		貸付	3 0 3 16	341.43	341.43
		小作			
	他市町村	自作			
		貸付			
		小作			
	自市町村	自作	1 0 0 0 0	64.00	64.00
		貸付	2 7 3 2 9	120.54	120.54
		小作			

資産種別			資産ノ基本		率乘	資産
土地	自市町村	宅地	賃貸價格	円 106 銭 66	10	円 1.066
		田	同	1.445 82	10	14.458
		畑	同	314 89	10	5.038
		山林原野	同	355 12	50	17.756
		其ノ他	同			
	他市町	宅地	同			
		田	同			
		畑	同	7 76	16	124
		山林原野	同			

昭和 9 年度
所得金額申告書

昭和 9 年度
特別税戸數割調査票

號	住所	強戸村大字	職業		納税義務者		地主 某

所得種別			所得ノ基本	申告所得額	査定所得額
			町 反 畝 歩		
自市町村	自作		2 0 0 0	307.20	307.20
	貸付		3 0 3 16	341.43	341.43
	小作				
他市町村	自作				
	貸付				
	小作				
自市町村	自作		1 0 0 0 0	64.00	64.00
	貸付		2 7 3 2 9	120.54	120.54
	小作				

資産種別			資産ノ基本			率乘	資産額	
				円	銭		円	銭
土地	自市町村	宅地	賃貸價格	106	66	10	1.066	60
		田	同	1.445	82	10	14.458	20
		畑	同	314	89	10	5.038	24
		山林原野	同	355	12	50	17.756	00
		其ノ他	同					
	他市町	宅地	同					
		田	同					
		畑	同	7	76	16	124	16
		山林原野	同					

田	自市町村	小作					
	他市町村	自作					
		貸付					
		小作					
畑	自市町村	自作	1	0000	64.00		64.00
		貸付	2	7329	120.54		120.54
		小作					
	他市町村	自作					
		貸付		0723	円 7.76	352	3.52
		小作					
山林原野				18,7212	414.48		414.48
池沼等							
貸宅地	自市町村			549.5坪	27.45		27.45
	他市町村			坪			
貸家屋	自市町村			549.5坪			
	他市町村			坪			
養蠶				150 130貫	35 50		35.50
營業所得	(施行規則第二十條第六號)			円			
職業所得	(同上)						
非營業貸金公債社債預金貯金ノ利子					5.00		172.44
株式出資ノ利益、利息剰餘金ノ配當				5,00			5.00
俸給給料歲費年金恩給退職料賞與等							
職工其ノ他勞役者							
其ノ他							
合計				1311			1491.56
施行規則第二十三條ニ依ル控除額				圓ノ十分			
差引所得額							
施行規則第二十四條ニ依ル人員				同控除額	140		140.00
再差引所得額							1352.00

土地	自市町村	畑	同	314	89	10	5.038
		山林原野	同	355	12	50	17.756
		其ノ他	同				
	他市町村	宅地	同				
		田	同				
		畑	同	7	76	16	124
		山林原野	同				
		其ノ他	同				
家屋	自市町村		同	561	00	6	3.366
	他市町村		同				
營業資產			純益				
立竹木			時價			(割)	
家畜家禽			同			(割)	
公債・社債・株式・出資			同			(割)	
非營業貸金及預金貯金			元金	2.300	00	6(割)	1.380
職業資產			所得額			(割)	
其ノ他ノ資產			所得總額	1.491	56	2(割)	298
合計							43 487
負債			元金			(割)	0
差引計							43.487

賦課額	資產換算個數	870個	資產狀況ニ依ル賦課額	39
	所得額	1352個	所得額ニ依ル賦課額	60
	計			99
前年度決定			資產狀況ニ依ル賦課額	79
			所得額ニ依ル賦課額	118
			計	198
備考				

小作					
自作					
貸付					
小作					
自作	1	0000		64.00	64.00
貸付	2	7329		120.54	120.54
小作					
自作					
貸付		0723	円 7.76	352	3.52
小作					
原野		18,7212		414.48	414.48
沼等					
自市町村		549.5坪		27.45	27.45
他市町村		坪			
自市町村		549.5坪			
他市町村		坪			
鑛		150 130貫		35 50	35.50
雑（施行規則第二十條第六號）		円			
雑（同上）					
雑 社債預金貯金ノ利子				5.00	172.44
雑 利息剰餘金ノ配當		5,00			5.00
雑 恩給退隠料賞與等					
雑 他勞役者					
雑 ノ他					
雑 計		1311			1491.56
第三條ニ依ル控除額		圓ノ十分			
所得額					
第二十四條ニ依ル人員		同 控除額		140	140.00
引 所得額					1352.00

土地	町村	畑					
		山林原野	同	355	12	50	17.756 00
		其ノ他	同				
	他市町村	宅地	同				
		田	同				
		畑	同	7	76	16	124 16
		山林原野	同				
		其ノ他	同				
家屋	自市町村		同	561	00	6	3.366 00
	他市町村		同				
營業資產			純益				
立竹木			時價			(割)	
家畜家禽			同			(割)	
公債・社債・株式・出資			同			(割)	
非營業貸金及預金貯金			元金	2.300	00	6(割)	1.380 00
職業資產			所得額			(割)	
其ノ他ノ資產			所得總額	1.491	56	2(割)	298 31
合計							43 487 51
負債			元金			(割)	0
差引計							43.487 5

賦課額	資產換算個數	870個	資產狀況ニ依ル賦課額	'39 49
	所得額	1352個	所得額ニ依ル賦課額	60 43
	計			99 92
前年度決定			資產狀況ニ依ル賦課額	79 75
			所得額ニ依ル賦課額	118 94
			計	198 69
備考				

昭和 9 年度

所得金額申告書

昭和 9 年度

特別税戸數割調査

第　號	住所	强戸村大字	職業		納税義務者		小作　某

所得種別			所得ノ基本	申告所得額	査定所得額
			町 反 畝 歩		
田	自市町村	自作			
		貸付			
		小作	6000	23·04	23.04
	他市町村	自作			
		貸付			
		小作	300	.78	.78
畑	自市町村	自作			
		貸付	4500	11.70	11.70
		小作			
	他	自作			

資産種別			資産ノ基本		率乗	資
			円	銭		
土地	自市町村	宅地	賃貸價格	41 52	10	
		田	同			
		畑	同	3 00	10	
		山林原野	同			
		其ノ他	同			
	他市町村	宅地	同			
		田	同			
		畑	同			
		山林原野	同			
		其ノ他	同			

昭和 9 年度
所得金額申告書

昭和 9 年度
特別税戸數割調査票

號	住所	強戸村大字	職業		納税義務者		小作 某

得	種別		所得ノ基本	申告所得額	査定所得額
			町 反 畝 歩		
自市町村	自作				
	貸付				
	小作		6000	23.04	23.04
他市町村	自作				
	貸付				
	小作		300	.78	.78
自市町村	自作				
	貸付		4500	11.70	11.70
	小作				
地	自作				

資産種別			資産ノ基本			率乘	資産額	
土地	自市町村	宅地	賃貸價格	円 41	銭 52	10	円 415	銭 20
		田	同					
		畑	同	3	00	10	48	00
		山林原野	同					
		其ノ他	同					
	他市町村	宅地	同					
		田	同					
		畑	同					
		山林原野	同					
		其ノ他	同					

田	自市町村	小作		6000	23·04	23.04	土地	自市町村	畑	同	3	00	10	48	
		自作							山林原野	同					
		貸付							其ノ他	同					
	他市町村	小作		300	.78	.78		他市町村	宅地	同					
畑	自市町村	自作							田	同					
		貸付		4500	11.70	11.70			畑	同					
		小作							山林原野	同					
	他市町村	自作							其ノ他	同					
		貸付					家屋		自市町村	同	24	00	6	144	
		小作							他市町村	同					
山林原野							営業資産			純益					
池沼等							立竹木			時価			(㎡)		
貸宅地	自市町村		120坪		8.00	8.00	家畜家禽			同			(頭)		
	他市町村		坪				公債・社債・株式・出資			同			(額)		
貸家屋	自市町村		坪				非営業貸金及預金貯金			元金			(額)		
	他市町村		坪				職業資産			所得額			(額)		
養蚕			50 100貫		17.50	17.50	其ノ他ノ資産			所得總額	61	02	2(額)	12	
営業所得(施行規則第二十條第六號)			円				合計							619	
職業所得(同上)							負債			元金			(額)		
非營業貸金公債社債預金貯金ノ利子							差引計							619	
株式出資ノ利益、利息剰餘金ノ配當							賦課額	資産換算個數		13個	資産狀況ニ依ル賦課額				
俸給給料歲費年金恩給退職料賞與等								所得額		0個	所得額ニ依ル賦課額				
職工其ノ他勞役者								計							
其ノ他							前年度決定			資産狀況ニ依ル賦課額				1	
合計				61	61.02					所得額ニ依ル賦課額					
施行規則第二十三條ニ依ル控除額			圓ノ十分							計				1	
差引所得額															
施行規則第二十四條ニ依ル人員			2人	同2 控除額	100	100.00	備考								
再差引所得額															

小作	6000	23·04	23.04	
自作				
貸付				
小作	300	.78	.78	
自作				
貸付	4500	11.70	11.70	
小作				
自作				
貸付				
小作				
原野				
沼等				
自市町村	120坪	8.00	8.00	
他市町村	坪			
自市町村	坪			
他市町村	坪			
雜	50/100貫	17 50	17.50	
(施行規則第二十條第六號)	円			
(同上)				
社債預金貯金ノ利子				
利息剰餘金ノ配當				
恩給退職料賞與等				
他勞役者				
ノ他				
計		61	61.02	
三條ニ依ル控除額	圓ノ十分			
所得額				
十四條ニ依ル人員	2 人 同2	控除額	100	100.00
所得額				

土地	町村	畑	同	3	00	10	48	00
		山林原野	同					
		其ノ他	同					
	他市町村	宅地	同					
		田	同					
		畑	同					
		山林原野	同					
		其ノ他	同					
家屋		自市町村	同	24	00	6	144	00
		他市町村	同					
營業資產		純益						
立竹木		時價					圓	
家畜家禽		同					圓	
公債・社債・株式・出資		同					圓	
非營業貸金及預金貯金		元金					圓	
職業資產		所得額					圓	
其ノ他ノ資產		所得總額		61	02	2圓	12	20
合計							619	40
負債		元金					圓	
差引計							619	40

賦課額	資產換算個數	13個	資產狀況ニ依ル賦課額		59
	所得額	0圓	所得額ニ依ル賦課額		0
	計				59
前年度決定			資產狀況ニ依ル賦課額	1	00
			所得額ニ依ル賦課額		0
			計	1	00
備考					

戸である。しかし、昭和九年度一戸平均賦課額は、六圓七十八錢である。

社會施設の擴充を期せ　地方民の文化向上を圖るために、次の諸要求が、歳出費目に對する鬪爭と結びつけられて、戰はれなければならぬ。

（イ）小學校教授料の撤廢
（ロ）學用品の無料給與と學童に對する無料給食
（ハ）無料・實質診療所産院・託兒所の開設と擴充及び無料診療券の配給
（ニ）小學校々舍の無料開放
（ホ）職業紹介所の開設とその大衆本位化
（ヘ）公營無料宿泊所の設置と擴張
（ト）公營簡易食堂の大衆本位化
（チ）土木事業の勤勞者本位化

制度の改革　市町村自治體の行政機關化に對しては、斷乎として反對して、次の如き制度改革の要求が戰はれなければならぬ。

（イ）市町村會の解散權を內務大臣から奪ひとること
（ロ）議員に議案發案權を附與せしむること
（ハ）公民權は十八歳以上の男女に與へること

（ニ）地方稅制限法を撤廢せしめること
（ホ）小學校教育費を全額國庫支辨とすること

三　府縣會選擧戰は　如何に戰へばよいか

府縣會選擧の前哨戰としての豫算市町村會

昭和十年九月には、一齊に府縣會の選擧が行はれるのである。故に、この二月から三月にかけて開かれる豫算市町村會は、その勝利のための前哨戰である。何んとなれば、大衆に、社會主義政黨が眞實に大衆の利害のために戰ふ政黨であることを、如實に大衆的に示す唯一の場所であり、機會であるからである。それは、また選擧戰においては言論の不自由と、その干渉のために禁止される問題でも、町村會では充分に、現實的に暴露することができる。即ち豫算市町村會を通じて、眞實を大衆に徹底せしめることができる。かゝる意味において、吾々は、今回の豫算市町村會を特に重視するものである。

府縣會選擧と社會大衆黨の政策

生活窮乏の打開の途は、たゞ大衆的な鬪爭の遂行あるのみ。選擧は、單なる議員の個人的野望の舞臺ではない。選擧は、無產階級、全國民の手に政權を獲得する前哨戰である。小さな『火花』は下から燃えあがる。かゝる見地から、社會大衆黨の昭和十年度全國大會においては、次の如き一般的政綱を決定し九月の選擧準備に着手してゐるのである。

一、府縣制に對する政策

イ、公民權を滿十八歲の男女に與へよ
ロ、選擧區制を廢止すべし
ハ、府縣會召集權を議員にも附與すべし
ニ、府縣參事會の廢止
ホ、出納檢査に一般議員をも關與せしめよ
ヘ、府縣知事の一般公選
ト、大衆は議員解任權を持て
チ、惡府縣令の撤廢
リ、豫備費の警察費流用反對
ヌ、警察機密費を絕滅せよ

二、府縣稅に對する政策

イ、地租附加稅の稅率を高めよ

ロ、營業收益稅の稅率を上げよ
ハ、所得稅の課率を高めよ
ニ、小家屋稅を撤廢せよ
ホ、特別地稅を廢止すべし
ヘ、小商工業者の營業稅を免除せよ
ト、雜種稅を改廢せよ
チ、有產者負擔の新稅創設
リ、有產者脫稅の嚴罰

三、社會施設に關する政策

イ、夜間無料中學校、女學校、職業學校の新設
ロ、無料（實費）診療所、產院を擴充せよ
ハ、無料托兒所を公營せよ
ニ、學校舍の無料解放
ホ、交通機關、瓦斯、水道電氣事業の公營
ヘ、土木事業を勤勞者本位にせよ
ト、國家委任行政費の府縣費國庫負擔
チ、義務敎育費並に中等專門學校敎育費の全額國庫負擔

以上

註——本書の執筆中には、不幸にして、いづれの地方におけるものも、「昭和十年度豫算案」を手入することができなかつたのを殘念に思つてゐる。恐らく、十年度においては、所得稅その他の增收が見込まれる。したがつて、これ等の自然增收の勤勞者への均霑は、當然主張さるべきであり、その問題を提へて軍需インフレによる資本家階級の利益獨占を曝露して戰はるべきである。

結語・負擔輕減の財源を何處に求めるか

地方稅の大衆負擔は三億五千萬圓　地方財政の破綻は、歲出方面では國家委任行政費の膨脹とその負擔の强化にあり、歲入方面では、かゝる歲出の必然的歸結として、當然に不當に尨大な大衆課稅の重荷となつて現はれて來た。そこで、吾々は、本書を一貫して、その實態を指摘したと共に、「今日の地方財政の破綻の建直しは、この地方民大衆の負擔の徹底的な輕減にある。それは地方稅中の大衆負擔稅の改廢である」と、かう結論して來た。これが、また本書を一貫せる思想であつた。

善良なる農民地方民諸君は、いつの間にか、自己を理事者側の椅子に置き代へて、若し大衆課稅を改廢若くは撤廢したのでは、益々地方財政の財源は澁渴するであらう。それこそ、地方自治

體を破壞せしめるであらうと心配する。その心配は當然なことで、道府縣・市・町村の大衆課稅は、總額三億五千八十萬圓の巨額を示してゐるから——

昭和八年度大衆課稅內譯（單位千圓）

稅種	道府縣	市	町村	土功	合計
特別地稅同附加稅	九、一〇〇	六四	五、〇八六	九五	一四、一三一
家屋稅同附加稅	三九、〇五一	四三、〇八九	一五、三五八	—	九七、四九九
營業稅同附加稅	七、三八八	三、七〇一	三、七〇九	—	一四、七九九
雜種稅同附加稅	五二、〇一六	二四、九六七	二五、五六〇	—	一〇二、五四四
戶數割	—	一五、三七六	一〇七、二四〇	—	一二二、六一七
計	一〇七、五五五	八七、一九七	一五六、九五三	九五	三五一、八〇〇

しかし、今日は、愛國主義の資本家階級が盛んに放送した、『所謂一九三五年の危機』線に突進して來てゐる。だから、愛國主義のブルジョアジーの紳士諸君は、この地方財政破綻の『國內的危機』突破の非常手段として。投資の途なく遊んでゐる遊資の充滿した金庫の鍵を開いての『報國之誠』を盡さんと待つてゐる!?

指一つ動かさずして資本家の懷へ六億五千萬圓　昭和九年十一月末現在の國債總額は八十六億四千萬圓、うち外國債未償還額は十四億八百三十萬圓、內國債は七十二億三千三百萬圓、これ

の利子は外國債の分は、爲替安關係で一億四千萬圓、內國債利子は三億三千萬圓、計四億七千萬圓である。しかも、九年度公債の發行殘額四億一千萬圓と、十年度豫算案計上の公債發行額八億三千三百萬圓を加算すれば、昭和十年度末には國債九十八億八千三百萬圓、これの利子が約五億二千萬圓である。

更らに、地方債總額は、昭和八年度においては道府縣債六億六千三百八十三萬九千圓、市債總額十七億三千三百七十六萬一千圓、町村債二億七千九百六萬圓、他に土功公債五千百五十八萬八千圓、計二十七億二千八百二十四萬九千圓、これが年利子は、地方債は國債と異り利率は五分以上で、一割以上のものも二百五十一萬圓を數へる狀態であるが、假りに五分と換算して、約一億三千六百萬圓である。

即ち國債利子五億二千萬圓、地方債利子一億三千萬圓、計六億五千萬圓の利子が年々何等勞働せず、しかも企業の危險を負擔せぬ、金利生活者の金融ブルジョアジーの手に這つてゐるのである。

國債利子二ケ年間支拂の停止をして負擔輕減を行へ　そこで、吾々はこの所謂一九三五年の危機に際しては、この非常時の緊急處置として、地方財政補正の非常手段として、國債利子二ケ年

間の支拂停止をなし、その利子額を「社會的交金」として、地方へ還元し、地方民の負擔輕減を徹底的に斷行せよと要求するものである。

正に、崩壞せんとする市町村財政建直しのために、二月から三月に開かれる豫算市町村會には、全國的に一齊に、同一歩調のもとに、この要求決議を爲し、上級官廳にこれが實現を迫らなければならぬ。また、九月の府縣會選擧戰には、この要求がスローガンとして高揚され、村から村へ町から町へ、全選擧區に、全國民に徹底せしめられ、また府縣會においては、これが實現達成のための府縣會決議が爲されなければならぬ。かくて、この要求が全國民的要求となつて、全國津々浦々から呼應して、中央政局に反映せしめられるとき、はじめて、全地方民の、全國民の、この大衆負擔の惡稅は姿を消すときであらう。

戰へ！　さらば勝利は我等のものである！（完）

昭和十年三月十六日　印刷納本
昭和十年三月十九日　發行

【定價十五錢】
送料二錢

東京市芝區南佐久間町一ノ五五
社會大衆黨出版部
編輯發行及印刷人　平野學

發行所
東京市芝區南佐久間町一ノ五五
社會大衆黨出版部
電話芝(43)二二〇三番
振替東京四六六四九番

複製不許

ほ政府を地
獄落する、

ンセ